

令和5年度芦東山記念館館長講座
「続・一関市域の江戸時代犯科帳」

第2回

牢屋のはなし

令和5年7月22日(土) 13時30分～15時

於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

現在の刑罰の主流は懲役刑と禁錮刑であり、それらは受刑者の自由を剥奪する刑罰なので、「自由刑」と呼ばれる。しかし、この呼称だと「自由にする刑」と誤解されるかもしれないので、ここでは「拘禁刑」と呼ぶことにする。

寛保2年(1742)制定の幕府『公事方御定書』下巻、第103条「御仕置き仕形のこと」の規定する拘禁刑は、武士については閉門・逼塞・遠慮、庶民については戸鎖・手鎖・押込であり、牢への拘禁は規定されていない。これは、牢の基本的性格が未決勾留施設であり、既決囚の収容は例外であることに由来するものであろう。

しかし、仙台藩・一関藩については、牢は未決囚の勾留施設であるとともに、あるいはそれ以上に既決囚を拘禁する施設としての意義をもっていたと思われるので、拘禁刑のなかでもとくに牢屋を取り上げてみたい。

I 町奉行管轄の江戸小伝馬町牢屋敷

① 構造 ([資料1] 参照)

② 役人

・囚獄 (=牢屋奉行)・石出帯刀 同心

③ 基本的性格

- ・未決勾留施設=現在の拘置所=裁判を受けている間収容。
- ・しかし、永牢・過怠牢という既決囚も収容された。

永牢：牢内で同牢者の世話をよくした者、火事の時の「切りはなし」で正直に戻ってきた者、死刑や遠島に当たる罪で自訴した者など。

過怠牢：蔽き刑に換えて用いられた刑で、子ども(安永元=1772年から)と女性(寛政元=1789年から)が対象。

④ 高野長英の脱獄

- ・この講座終了後に案内があると思うが、9月2日の館長講座第3回「移動研修」の際、高野長英記念館を訪れる予定である。高野長英はこの小伝馬町牢屋敷に収容されていた。そして火事に際しての「切りはなし」に紛れて脱獄したとされている。

II 仙台藩の牢屋

1) 庶民に対する拘禁刑の種類

① 「格書抜」第2条「凡下罪の軽重次第」の規定する拘禁刑

- ・日数牢舎 ^{とゆい}戸結 ^{おしこめ}押込 親類預け
(郡方は ^{とゆい}戸結 ^{おしこめ}細懸け ^{おしこめ}押込)

② 牢朽し(永牢)

- ・近世前期には牢朽しや永牢と呼ばれる拘禁刑が多くの犯罪に適用されていたが、延享2年(1745)に、永牢は乱心者だけに適用して、それ以外はすべて流罪に処すことに変更された。『広辞苑』「牢腐」、岩波文庫『政談』316頁、「牢下し」「牢朽し」

2) 城下米ヶ袋の牢屋(参考文献:藩法史料叢書刊行会編『藩法史料叢書』5・仙台藩(下)(吉田正志担当、創文社、2007年))

仙台藩の牢屋は、近世前期には、城下・江刺岩谷堂・登米狼河原の3ヶ所にあったらしいが、後2者については、ほとんど不明。よって、ここで言及するのは城下の牢屋のみ。

① 場所及び構造(【資料2】参照)(参考文献:高倉淳『仙台藩犯科帳』17～8頁)

- ・揚がり屋2ヶ所 座牢 六間座牢 前牢 大牢 川前牢 小九尺牢 三尺牢3ヶ所
- ・年間100人前後が平均的な収容人員。

② 役人

イ) 牢差し引き役

- ・牢屋の実質的管理運営責任者で定員2人、大番士から任命。この役を勤めている間は御城当番免除。
- ・明和5年(1768)には出入司支配、町奉行・評定所役人御用支配。 → 文化4年(1807)に出入司支配から除かれ、町奉行・評定所役人支配となる。
- ・手当は、宛行合力2両、拝領高5貫文以下の者へは夫金2両が与えられた。
- ・世襲ではない。 → 江戸の囚獄は世襲。
- ・卑賤視された形跡はない。 → 江戸小伝馬町の役人は、囚獄・同心とも卑賤視される存在だった。

ロ) 牢守賄い役

- ・近世前期には、牢守と賄い役は別個の役人で、いずれも牢差し引き役の指揮の下、前者は囚人取り扱いを主とする牢管理、後者は牢経費等の会計事務担当。前者は定員3人で、足軽(=苗字をもたない)から任命。手当として、扶持のほか5、6切れ(1切れ=4分の1両)が与えられたようだ。後者は定員2人で、合力として1ヶ年金6切れずつが与えられた。身分は出入司支配組抜け(=苗字をもつ)。
- ・宝暦12年(1762)に至り、儉約のため賄い役2人を廃止し、牢守3人に1人を加えて4人にして、両役を兼務させた。足軽と出入司支配組抜け両者から任命されたが、後者からはなり手が少なく、いきおい足軽からの任命が多くなる傾向にあった。

ハ) 番人足軽

- ・牢屋の警備担当で、足軽から派遣された。
- ・揚がり屋には近世前期から2ヶ所の番所があり、昼夜とも2人ずつの足軽が詰めたが、座牢・雑牢には番所がなかった。宝暦9年(1759)に脱獄が多くなったことを理由に後者にも番所を2ヶ所設置して、それぞれ昼は2人、夜は3人の足軽が詰めることになった。

- ・1ヶ月に2度以上詰めてはいけなるとされた → 囚人との接触を制限することにより、不正行為発生を予防。

二) 定付き人足

- ・人足方から派遣された牢屋敷専属の人足で、享保年中(1716～1735)の人数は8人で、これが大体の標準。
- ・寛政9年(1797)時点(9人)の仕事は、菓番1人 諸用担当1人 炊事関係2人 湯水や食事の片付け等5人。さらに揚がり屋や雑牢の掃除、新入り囚人の改め方、詮議出囚人が病気の時のもっこ昇ぎ、病死検使取り仕廻い等、牢屋の諸用全般を受け持つ。

③ 基本的性格

- ・琵琶首の評定所近くに設置 → 未決勾留施設としての性格。
- ・しかし、前期の牢朽し(永牢)と日数牢舎の存在からすると、既決囚収容施設としての性格は、江戸の小伝馬町牢屋敷以上に大きかったろう。

④ 拘禁費用

イ) 藩からの支出

- ・寛政9年(1797)の渡し切りの経費：藩主在国時は小判30両・銭204貫文、在江戸時は小判26両・金9切れ・銭185貫文、平均すると1ヶ年498貫文ほど。しかし、天保4年(1833)には運営経費が200貫文とされ、以後も例年赤字続きで、そのつど追加申請が出されるほどだった。

ロ) 牢米の徴収

延宝9年(=天和元、1681)に包括的な牢米規定制定、さらに元禄8年(1695)、享保16年(1731)の修正を経て、

- ・一定の罪を犯した者が牢屋に拘禁される場合、1人分1日につき玄米1升と薪代4文が徴収された。 → 自分が消費する食費以上に多額。
- ・ただし、牢米徴収は、原則として100日まで。それ以上は官給。
- ・牢米負担者は、妻子・親類・五人組・主人など、その犯罪によって異なる。しかし、百姓・町人にとっては、この牢米負担が大きな重圧になったであろう。

⑤ 処遇

イ) 金品類の持ち込み

- ・入牢者が入牢時に持ち込むことができる物
 - i) 揚がり屋入りの者：夜具(夏は蚊帳も) 莫蔭(縁付きは不可) 小枕(箱枕は不可) 傘(坪には入れない) 編み笠 元結 鬢付け 櫛 鼻紙(坪には入れない) ちり紙 布巾裂 曲げ櫃
膳・椀・箸は官給
 - ii) 凡下の場合：夜具(夏は紙張も、白紙は不可) 莫蔭(縁付きは不可) 蕙 赤椀 曲げ櫃 元結 鬢付け 櫛 布巾裂 白はし ちり紙
- ・希望により入れられる物
 - i) 揚がり屋入りの者：夜着 布団 敷き布団 寝巻き 足袋 扇子 団扇 印形(金印は不可) 足駄 雑菓子類 経文 軽き書物
 - ii) 凡下の場合：布団 団扇 雑菓子類 平かまぼこ
- ・持ち込み禁止の物

金銭 金物類 筆墨白紙類 瀬戸物類 鏡 眼鏡 絹浅黄綿糸類 写本類 酒
上菓子類 あん餅 まんじゅう かすてら かまぼこ (平かまぼこは可) 上美の
食物

しかし、これは建て前であり、実際にはさまざまな物が持ち込まれたらしい。むしろ「御牢土産」^{みやげ}「御牢振る舞い」「小遣い料」^{めいじ}等を持ち込まないと、先に入牢していた者たちから酷い扱いを受けたらしい。実際、明治元年(1868)12月に東山で起きた百姓一揆の首謀者とみられて、仙台城下の牢屋に収容された東永井村(花泉町)の与四兵衛が、牢内より親類宛てに出した手紙で次のように述べている(北上市史刊行会編『北上市史』3巻・近世(1)(北上市、1976年)972頁)。

(前略)私儀、御牢内はなはだ不情合いつかまつり、入牢つかまつり候につき、御牢法の御吟味に相懸かり、はなはだ身本相立ち申さず、苦痛つかまつりおり候あいだ、なにとぞ皆様御拝配をもって、金貳拾切れ・ふどん壺つ・衣類そのほか持ち道具、通事を四、五度、きつと相入れくれ候よう、御才覚と願いたてまつり候(下略)。

なお、小遣い料については、牢朽し・永牢の侍には1ヶ月350文、同凡下には100文を入れることが認められており、これは幕末まで続いたらしい。無宿者や所縁のない者には、1人1ヶ月13文ずつのちり紙代が与えられた。

ロ) 衣類

原則として日常自分が着用している衣類をそのまま使用させた。ただし、評定所に出るのに相応しくないほど切れ損じている衣類、あるいは時節に相応しくない衣類しかもたないときは、牢役人が調達して支給した。

なお、侍は、評定所での詮議の際は、袴を着用することを要した。

ハ) 食事

原則として1人1日下白米5合(揚がり屋入りの者は5勺増し)、味噌25匁が基準。これに汁の実代として1文分、1ヶ月に1度2文分の肴、1ヶ月に3度の煎茶(1度に1文分)が与えられた。これはすでに元禄11年(1698)に決められていたが、物価変動に伴い、例えば肴については文久期(1861～1863)には到底2文では賄えず、12文かけて規定通り1ヶ月に1度与えることにしている。

『佐藤専蔵一代記』(『宮城県史』7・警察、144・5頁)

(伊具郡川張村(現丸森町)組頭、文化7年(1810)9月、強訴・徒党嫌疑で入牢)

御賄いは朝夕二度、飯は二合半、(虫食い)汁も桶に取り、これは一人前味噌二十匁ずつ(虫食い)、かんじよのことはひか場という、朝夕二時に食するがゆえに、ひか場にも朝一度夕一度なり、ひか場へ参るときは先牢より段々順番に参る、ひか場そうじ番は仕廻いなり、一日に二度の外堅く無用のこと、

ニ) 火災の際の措置

元禄14年(1701)10月に「急火に候わば、牢御役人見計らい、遠慮なく牢内の者溜り所へ相出すべし」と決めた。すなわち、牢役人の判断で一旦牢から出すが、解放するのではなく牢近辺の空き地に避難させた。

その際、侍については手錠、凡下には縄を懸けるよう指図されている(享保19年、1734)。また、侍1人につき足軽2人が付いた。

ホ) 衛生・医療

- ・行水・月代^{さかやま}：毎年1月と7月の2回のみ。据え風呂に入れるのは凡下男のみで、揚がり屋入りの者と女囚には行水用の湯を多く入れた。月代剃りには町髪結いが動員されたらしい。
- ・医療：本道＝内科医師2名、外科医師2名が定められていた。必要に応じて眼科医の治療も受けられる。鍼治療^{はり}・灸治^{きゅうじ}もあった。必要に応じて盛相飯^{もつそうめし}でなく粥^{かゆ}が与えられた。ただし、医師は十分に技術を身につけた者ではなく、医師の部屋住みが家業修行のため牢に派遣された。
- ・薬^{てんかい}：天明3年(1783)に、外科医師に20両、本道医師に6両が任せ入料として渡されていたが、安政6年(1859)には本道3両、外科8両となっており、さらに同年中に外科の病人が少なくなっているとの理由で、本道7両、外科4両と変更された。この他に、医師等の負担で、暑湿払いや痲病を防ぐための煎じ薬である枇杷葉湯^{びわようとう}が、夏期に18日ほど与えられたりしている。

Ⅲ 一関藩の牢屋

一関藩の牢屋についてはなせることはごくわずかであるが、一関藩の裁判機関である御詮議所に近接して設置されているので(【資料3】)、未決勾留施設としての性格をもっていたと思われる。ただし、拘禁刑の種類として牢朽し・永牢・日教牢舎という語がみられるので、既決囚拘禁施設としての性格も有したであろう。

さらに、享保7年(1722)6月に、流揚生村(旧一関市)喜左衛門子の喜助が、不行跡のため親の願い出で牢に入れられていたところ、破牢して所々で盗みを働き、そのため追放に処されながら立ち帰ったとして切り捨てる判決を受けた事例(1107号＝『増補刑罪録』掲載記事の通し番号、資料添付なし、以下同じ)から、親の願い出を条件とした懲戒施設としても使用されたようである。

なお、牢への拘禁以外に、武士については、閉門・逼塞・遠慮・差し控え・蟄居^{ちつきよ}・慎み、凡下については、戸結・押込・慎み等の語がみえる。

1) 牢屋の場所・構造

- ・嘉永元年(1848)3月、二関町(旧一関市)の八五郎が、酔って牢屋敷に参り、垣越しに囚人の名を呼んで一旦取り押えられたが、何とかその場から逃れたとして、牢舎10日に処され(945号)、また八五郎を取り逃がしたとして、仮牢守の武地瀬左衛門が叱りの処分を受けた(2262号、【資料4】のNo.16)。この事例から、牢屋敷の周囲には垣がめぐらされていたことが分かるが、どのような垣だったかまでは不明である。
- ・天保4年(1833)10月、高嶋八郎と米谷忠五郎の2人が、重臣排除を企てたとして揚がり屋入り・家財欠所を申し渡された(379号)。安政2年(1855)12月、兼ねて継母をよく取り扱わなかったため、毒薬を与えられたと申し立てられた角張貞助の妻「よし」が、揚がり屋入りを命じられたが、宥恕されて親類に預けられた(1608号)。安政3年(1856)3月、仮牢守周治が、揚がり屋入りの者へ許可なく外部の者を面会させたこと等を理由に、仮牢守を召し放され、領分住居・徘徊構いとされた(1093号)。以上の事例より、庶民が入れられる牢屋とは別に、武士身分の者を収容する揚がり屋が設けられていたことが分かる。
- ・元文5年(1740)9月、牢守彦右衛門が、夜中に牢屋の門を明けておいたとして押込3

日に処された(1710号、【資料4】のNo.2)。夜に牢屋敷の門を閉めるのは、とりたてて指摘するまでもない当然のことだろうが、押込3日の軽い処罰だから、おそらくうっかりして閉め忘れたのだろう。

2) 牢屋への拘禁の種類

① 牢朽しと永牢

『増補刑罪録』には、元禄^{げんろく}10年(1697)10月に、流^{ながれ}清水村^{しみず}(花泉町)の伊右衛門が、代官や村役人の指図に背いたとして牢朽しに処された事例(779号)から、宝暦^{ほうれき}7年(1757)8月に、秋山覚右衛門が、仙台へ直訴したとして牢朽しになった事例(326号)まで、11件の牢朽し事例が収載されている。

一方、永牢については、正徳^{しょうとく}元年(1711)12月に、流^{ながれ}涌津町^{わくつ}(花泉町)三吉妻が密通の嫌疑で永牢に(407号)、同年同月に、類族菅原清左衛門が、博奕^{とうどり}頭取として永牢に処された事例(607号)から、宝暦^{ほうれき}8年(1758)9月に、一村追放類族の清左衛門が、追放立帰のうえ大肝入へ脇差しで切り懸かって永牢とされた事例(797号)まで、31件の永牢事例がみられる。

イ) 牢朽しと永牢の関係

そこで問題となる1つは、牢朽しと永牢とは一体どのような関係にあるのかである。次の事例がヒントとなる。

宝暦^{おにしがい}5年(1755)4月、鬼死骸村(旧一関市)の安助は、赦によって「牢朽し御免、御領外追放」になったが、ただし書きに「安助、延享^{えんきやう}四年永牢」とある(2600号)。ところが、延享^{えんきやう}4年(1747)11月に、鬼死骸村小右衛門子の安助が、親へ悪口をいって手向かいした罪で牢朽しとなっている(10号)。つまり、延享^{えんきやう}4年の判決は牢朽しであるにも拘わらず、2600号ただし書きは永牢としているのである。

これは少なくとも宝暦^{えんきやう}5年当時は、牢朽しと永牢とは同一との観念があったことの証左ではないか。さらに臆測を逞しくすれば、元々は牢朽しと呼ばれていた拘禁刑が、次第に永牢とも呼ばれるようになり、しばらくは両者が区別なく使用されていたが、次第に永牢に固定したと考えられる。

ロ) 宝暦期を最後に牢朽し・永牢がみられなくなる理由

それでは、永牢という刑罰が宝暦期を最後に利用されなくなったのはどうしてか。この点については、すでに仙台藩の場合について述べたように、延享^{えんきやう}2年(1745)に、永牢は乱心者だけに適用して、それ以外はすべて流罪に処すことに変更されたことと関係するのではないか。すなわち、一関藩も仙台藩に倣って、少し遅れはしたが、永牢という刑罰を廃止したからと考えておきたい。

② 多用された日数牢舎

『増補刑罪録』にみられる日数牢舎に処された人数を表示すれば、次のごとくである。

150日 = 2	50日 = 74	15日 = 17	5日 = 24	不明 = 10
100日 = 31	30日 = 82	10日 = 138	3日 = 6	
70日 = 7	20日 = 74	7日 = 7	2日 = 2	(合計 = 474)

この数値をいかに評価するかは難しいことだが、少なくとも一関藩の牢屋は、単に未決勾留施設としてではなく、既決囚の拘禁場所としても大いに利用されたとはいえるのではあるまいか。

だとすると、それではこの牢屋は、未決と既決の収容場所に区別があったのかどうかは当然問題となる。しかし、この問題への答えはまったく用意できていない。すべて今後の資料発掘に期待せざるを得ない。

3) 『増補刑罪録』にみられる牢屋の諸相(【資料4】)

① 役人

『増補刑罪録』に出てくる牢役人は、牢守(仮牢守)と足軽である。牢屋は御詮議所の管轄下にあったと思われるので武士身分の牢屋管理者がおり、また諸雑用に携わる人足も配置されていたと推測されるが、この両者については『増補刑罪録』は何も触れていない。また、町奉行所の同心も牢の見廻り等を行ったと思われるが(No. 5)、詳細は不明である。よって、ここでは牢守と足軽についてのみ事例を紹介する。

イ) 牢守

牢守は、牢屋の主たる管理者であるが、『一関市史』1巻・通史(一関市、1978年)656頁に、^{けいおう}慶応年間(1865~1867年)の職名として、町奉行の下に「牢守 一名」とあるので、これに従えば牢守の定員は1人だったようである。しかし、1人で牢の管理ができたとは思われないので、おそらく牢守の下に数人の下役がいたのではなかろうか。

それはともかく、『増補刑罪録』にみられる勤務実態事例を列挙すれば、以下の通り。

- ・正徳元年(1711)正月、牢守七之丞は、牢内改めが不十分だったため、囚人が縊死するのを防げず、永の暇に処された(No. 1)。
- ・宝暦9年(1759)12月、牢守彦右衛門は、牢内に入れた者の監視が行き届かず、小刀で切腹したため、押込20日とされた(No. 3)。
- ・安永元年(1772)2月、牢守四郎右衛門は、入牢者が出産の節、取り計らいがよかったとして、御酒代10疋(1疋=10文)を与えられた(No. 4)。この事例は当然女囚のことであるが、出産を牢内でさせたのだろうか。
- ・享和3年(1803)10月、牢守和右衛門は、留守中に妻「さん」の取り計らいで、入牢者へその妻を面会させたとして、妻ともども押込10日ずつに処された(No. 10)。この場合、牢守は妻とともに牢屋敷内に居住していたようにも取れるが、どうであろうか。
- ・文政7年(1824)閏8月、牢守伴太夫は、やむを得ないこととして、入牢者へ手紙を読み聞かせたとして、押込10日に処された(No. 14)。

ロ) 足軽

足軽の勤務は原則として番人としてであり、『増補刑罪録』では破牢との関係で足軽の名が出てくる程度なので、破牢の項で一括して取り上げる。

② 牢屋への金品の差し入れ

一関藩の場合、入牢時にどのような品物を持ち込めたかについてはいまだ確認していないので、ここでは、入牢者にどのような品物が違法に差し入れられたかのみを示す。

- ・天明2年(1782)12月、牢守四郎太は、囚人の衣類を取り寄せて牢内に入れた罪で、永の暇となった(No. 7)。

- ・天保^{てんぽう} 8 年(1837)12 月、二関町(旧一関市)清之助妻「とく」は、夫が入牢中、蒲団の中に煙草と煙管を仕込んで、牢内へ入れようと企んだため、押込 10 日に処された(No. 15)。
- ・嘉永^{かえい} 6 年(1853)4 月、牢守武地瀬左衛門は、囚人どもより過分の音物を貰ったとして、扶持を召し放された。この事例では、品物を牢内に入れたかは不明だが、囚人に何らかの便宜を図る見返りとして音物を受領したことは間違いない(No. 17)。
- ・安政^{あんせい} 3 年(1856)3 月、仮牢守周治は、入牢者の親類から見舞い物又は金札を受け取って、食物等を牢内に入れたとして、仮牢守召し放し、領分住居・徘徊構いとされた(No. 18)。
- ・安政 3 年(1856)6 月、流^{ながれ}涌津^{わくつ}町(花泉町)政太郎弟政吉等 3 人は、入牢中親類へ頼んで、菓子袋に隠して金札を入れさせたとして、押込 5 日ずつに処され(594 号)、入牢者へ対面のうえ、牢守を欺いて菓子袋に隠して金札を牢内へ入れた流涌津町半十郎等 3 人も戸結 10 日ずつと申し渡された(1334 号)。

③ 破牢

牢屋の構造が不明なので推測でしかないが、それはおそらくさほど堅牢な建物ではなかったろう。そのため破牢がしばしば生じている。

- ・安永^{あんえい} 7 年(1778)12 月、牢を普請したところ、その点検が杜撰^{ずさん}だったため、おおい破牢が生じた。この責任を問われて、棟梁の横山卯右衛門が押込 5 日、牢守四郎太が押込 10 日、四郎太の親四郎右衛門が押込 3 日、同心 4 人が叱りに処され、さらに牢屋当番だった足軽伴七が押込 10 日、足軽長太夫が叱りとされた(No. 5)。このうち叱りとされた同心 4 人がいかなる任務を果たしていたのかが分からないが、見廻り等に従事したのであろうか。
- ・天明^{てんめい} 5 年(1785)9 月、牢屋当番の節、囚人が破牢して逃げ去ったのを気付かなかったとして、足軽喜三郎等 3 人が押込 5 日・過料辻番 30 日ずつ、孫平等 3 人が押込 10 日ずつに処され、牢守も叱りとされた(No. 8)。
- ・文化^{ぶんか} 4 年(1807)11 月、牢守和右衛門は、破牢者があったとき、不束^{ふつつか}な申し出をし、かつ牢内へ書物類その他入れてはならない物を入れたとして改易となった(No. 11)。
- ・文化 10 年(1813)11 月、牢守久助は、役所を明けて外出中、同心が囚人を取り逃がしたとして、押込 5 日を命じられ、妻も押込 3 日に処された(No. 12)。ここにも同心が出てくるが、推測を許されるならば、彼らは御詮議所から牢屋まで囚人を連行する任務を帯びており、この連行途中で囚人に逃げられたというものか。なお、この事例では牢守の妻も処罰を受けている。これまた推測でしかないが、牢守は妻とともに牢屋敷内に居住しており、牢守が留守の時はその妻が牢守に代わって何らかの対応をしたのではないか。

以上が破牢の事例だが、破牢者を召し捕った事例も『増補刑罪録』には収載される。

- ・安永^{あんえい} 7 年(1778)12 月に、破牢者を召し捕ったとして、足軽伴七と牢守四郎太が鳥目 20^{ひき}疋ずつ与えられ、さらに足軽市助は、牢屋当番として行き届いた勤務を行い、そのうえ破牢者を召し捕ったとして、その身一生苗字^{かみしも}・上下御免の榮譽を受けている(No. 6)。
- ・天明^{てんめい} 5 年(1785)9 月、牢守茂兵衛は、破牢者を召し捕ったことで、御酒代 50 疋を与えられた(No. 9)。

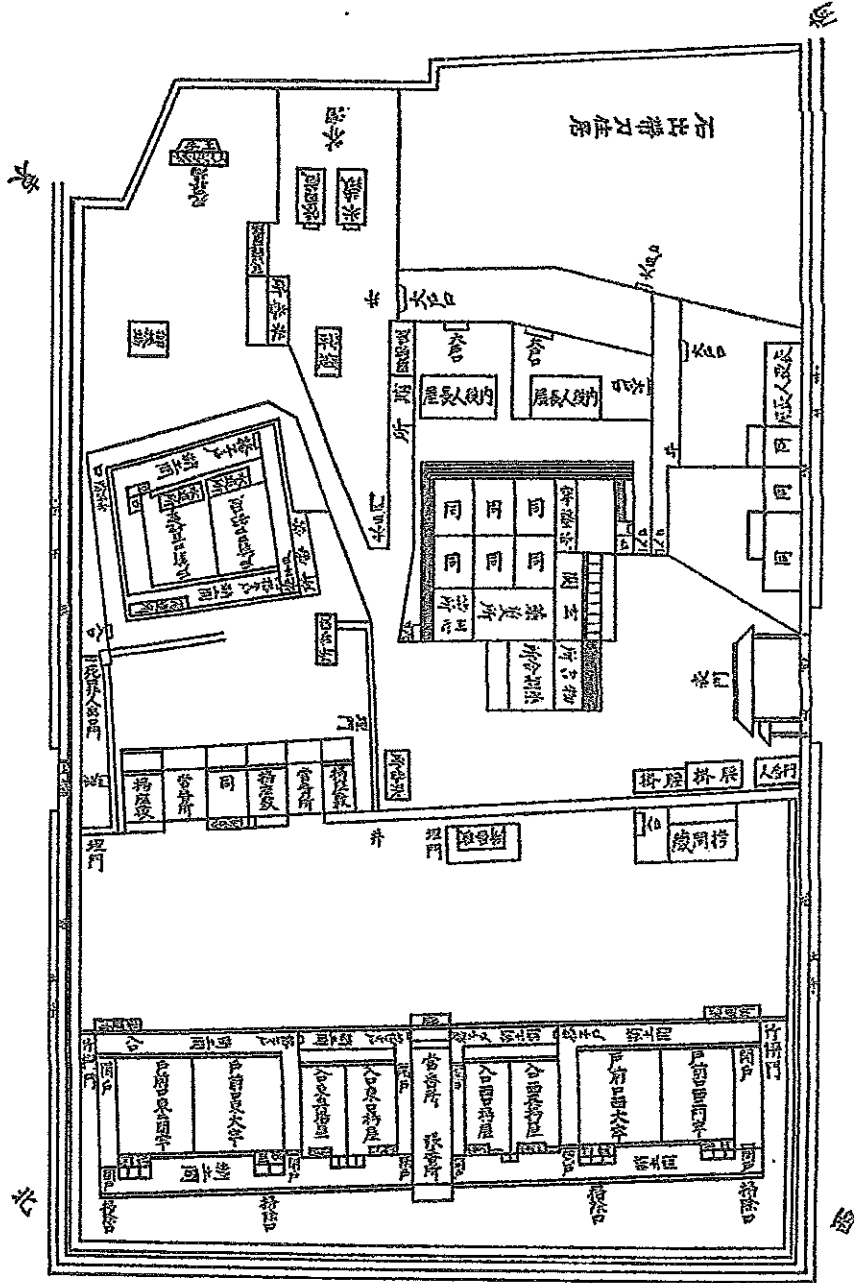
『増補刑罪録』にみられる破牢事件・破牢者召捕例は以上であるが、実際に生じたそれらは決してこれだけではなかったと思われる。さらに他の資料を探索して事例を補っていききたい。

おわりに

仙台北下の牢についてはすでに一定の研究がされており、また関係資料も決して十分とはいえないまでも、それなりに利用できるものがある。しかし、仙台北下以外の仙台北藩の牢、及び一関藩の牢については、わたし自身がまだ調査できていない。

すでに述べたように、仙台北藩・一関藩の牢は、未決勾留施設として利用されるとともに、あるいはそれ以上に既決囚拘禁施設として重要だったと思われる。この点を確認するためにも、今後さらに一関藩牢関係資料の発掘を心懸けたい。

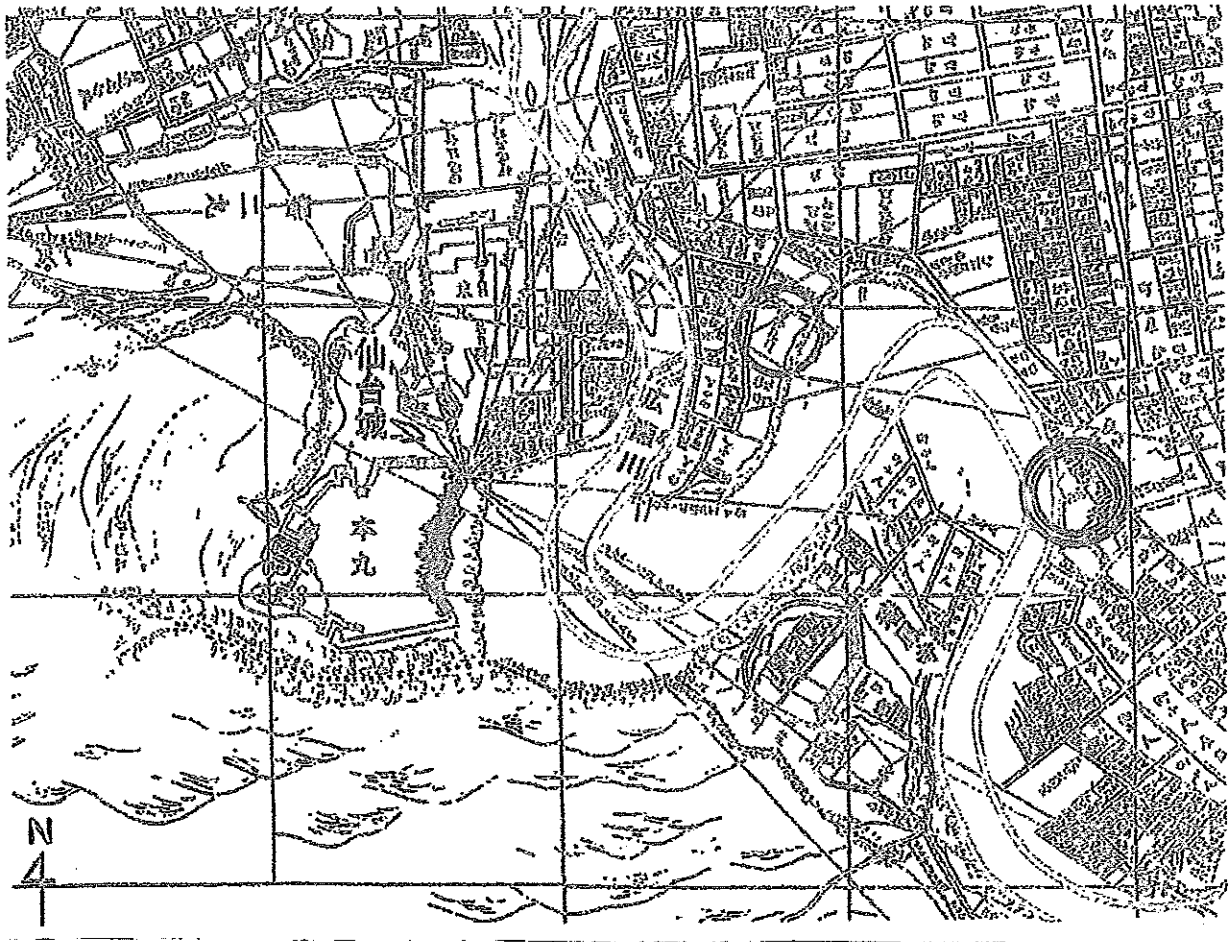
(資料1) 小伝馬町半屋敷平面図



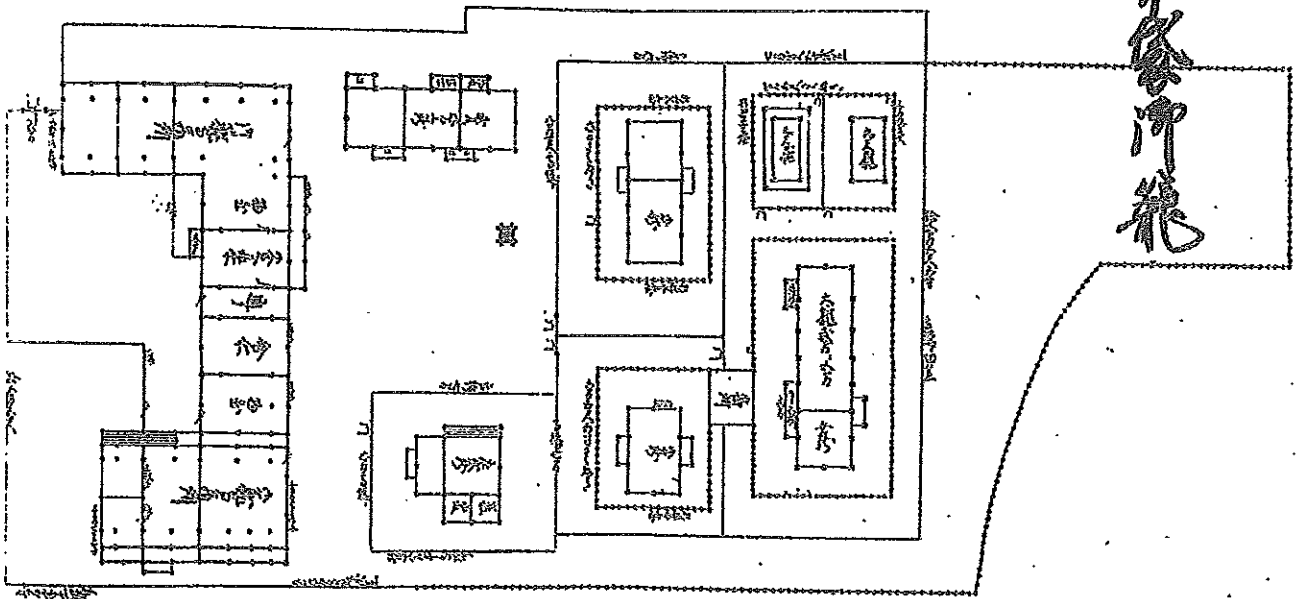
(『古事類苑』)

[資料2] 仙台城下の牢

(1) 御評定所 (○印) と御牢 (◎印)

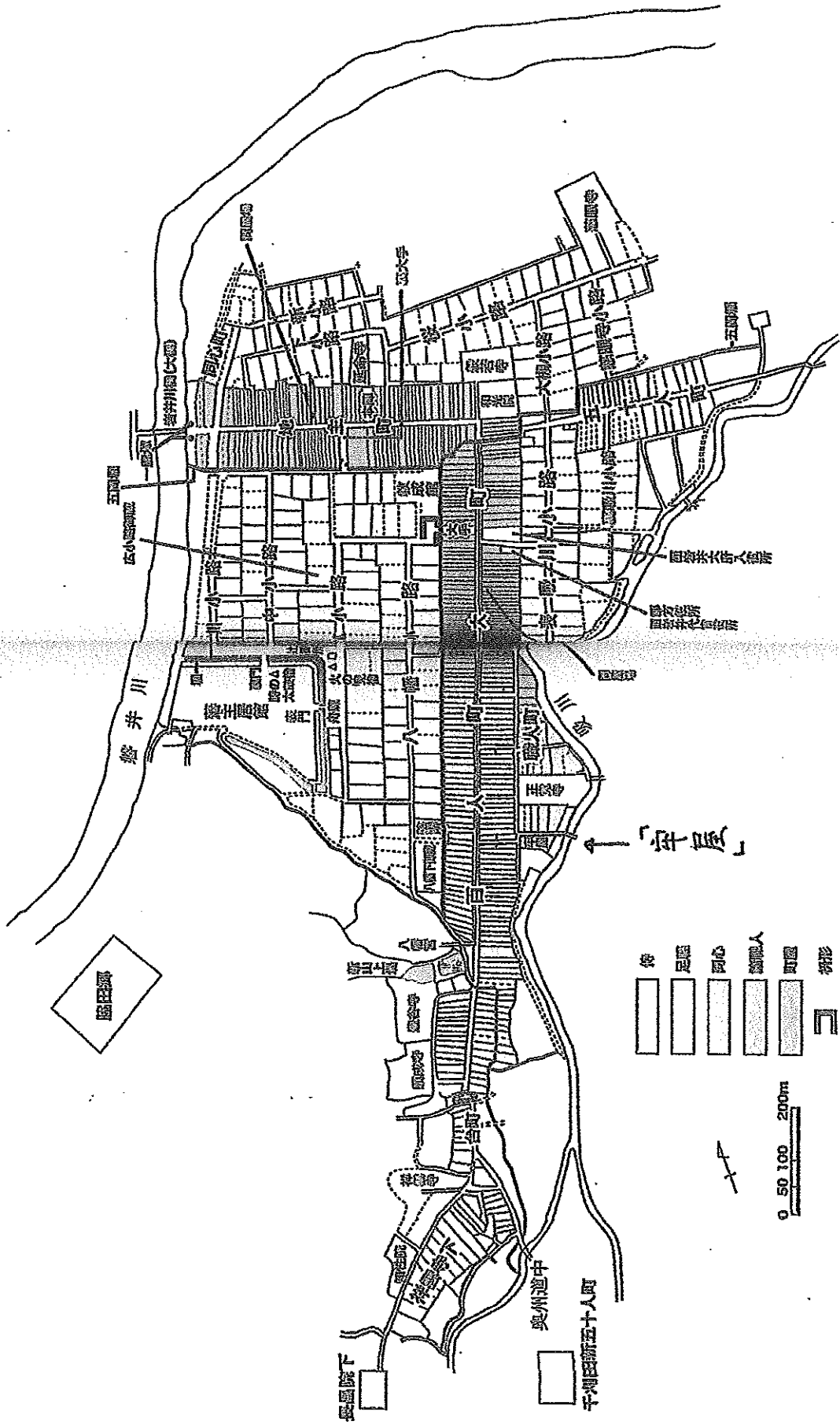


こけり小くろごるり
(2) 米ヶ袋御籠



[資料3] - 園藩の宇屋

一園城下図



【資料4】『増補刑罪録』に見られる牢守・足輕関係記事

No.	年	月	関係者氏名	肩	警	記	事	内	容	刑	罰	通し番号
1	正徳元年(1711)	正月	七之丞	牢守		牢内改め不十分のため、囚人殺死				永の暇		1693
2	元文 5年(1740)	9月	彦右衛門	牢守		夜中、牢屋の門を明けておく				押込3日		1710
3	宝暦 9年(1759)	12月	彦左衛門	牢守		牢舎の者が小刀で切腹				押込20日		1745
4	安永元年(1772)	2月	四郎右衛門	牢守		入牢者出産の節、取り計らい無し				御酒代10疋付与		2667
			横山卯右衛門	棟梁						押込5日		
			四郎太	牢守						押込10日		
5	安永 7年(1778)	12月	四郎右衛門	四郎太親		牢内普請見分不十分のため、追々破牢者あり				押込3日		1787
			同心共4人							叱り		
			伴七	足輕						押込10日		
			喜太夫	足輕						叱り		1788
			伴七	足輕								
6	安永 7年(1778)	12月	四郎太	牢守		破牢者を召捕				鳥目20疋宛		2670
			市助	足輕								
7	天明 2年(1782)	12月	四郎太	牢守		牢屋当番の節行き届いた致し方、破牢者召捕				その身一生苗字・上下御免		2671
			喜三郎等3人	足輕		囚人の衣類を取り奪せ、牢内に入れる				永の暇		988
			孫平等3人	足輕						押込5日 過料辻番30日宛		
			不明	牢守		牢屋当番の節、破牢者に気付かず				押込10日宛		1810
			茂兵衛	牢守		破牢者を出した				叱り		
9	天明 5年(1785)	9月	和右衛門	牢守		破牢者召捕				御酒代50疋付与		2672
10	享和 3年(1803)	10月	和右衛門	和右衛門妻		牢守留守中、妻が、入牢者へその妻を面会させる				押込10日宛		1897
			さん	牢守						改易		1919
11	文化 4年(1807)	11月	和右衛門	牢守		破牢の節報告不稟、牢内へ贓物類等を入れた				押込5日		1956
			久助	久助妻		役所を明け外出中、同心が囚人を取り逃がす				押込3日		
			不明	牢守						改易		1005
13	文政元年(1818)	4月	丹右衛門	牢守		江戸表出奔により啓めを受けた、就任後不届きの勤め方				押込10日		2442
14	文政7年(1824)	閏8月	伴太夫	牢守		入牢の者へ手紙を隠み聞かせた				改易		530
15	天保 8年(1837)	12月	とく	二國町清之助妻		入牢中の夫へ、蒲団の内へ煙草・煙管を仕込んで入れる				叱り		945・2262
16	嘉永元年(1848)	3月	武地源左衛門	假牢守		牢屋敷垣越しに囚人の名を呼んだ者を取り逃がし				御扶待召し放し		585
17	嘉永 6年(1853)	4月	武地源左衛門	牢守		囚人共より過分の音物を貰った				假牢守召し放し 額分住居尋御穢い		1093
18	安政 3年(1856)	3月	周治	假牢守		金を貰って、牢内に食物等を入れた						